資金決済に関する法律に基づく利用終了および払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、パラテクノ株式会社発行の「テレビカード」につきましては、令和８年８月２７日（木曜日）をもちましてご利用を終了させていただいたことに伴い、資金決済に関する法律第２０条第１項に基づき、パラテクノ株式会社にて払戻しを実施させていただきます。「テレビカード」をお持ちのお客様は、以下の払戻しの申出期間内にお申出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
   パラテクノ株式会社
2. ご利用終了および払戻しを行う前払式支払手段の種類
   医療法人社団永楽会　前田病院で販売したテレビカード（ベッド柄カード 952 度数）

（表面）



（裏面）



3．ご利用終了日
令和８年８月２７日（木）

4．払戻し申出期間
令和８年１０月６日（火）午前９時００分～令和８年１２月１１日（金）午後５時００分
受付時間：午前９時００分～午後５時００分（土、日、祝祭日は除く）
※ 当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。
※ 申請書の郵送は、払戻しの申出期間の最終日の消印までが有効となります。

5．申出および払戻しの方法
① お申出される方は、「住所」「氏名」「連絡先」を下記お問い合わせ先までお電話にてご連絡ください。
② 当社より「返信用封筒」と「テレビカード払戻申請書」を郵送いたします。申出人情報（氏名、住所、連絡先）および振込先金融機関情報をご記入いただき、お持ちの「テレビカード」を同封のうえ、送付した返信用封筒にて郵送してください。
③ 郵送された「テレビカード払戻申請書」の内容と「テレビカード」の利用残高を確認し、残高相当金額を申出者の指定口座へ振込みます。尚、別途「テレビカード払戻計算書」を郵送し、残高および振込金額をご連絡いたします。
（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します。）
尚、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

6．お問い合わせ先
パラテクノ株式会社
東京都文京区本郷５丁目２８番３号　電話（03）3868 - 0327
受付時間：午前９時００分～午後５時００分（土、日、祝祭日は除く）

令和８年１０月６日
パラテクノ株式会社